

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月31日

香川県知事 浜田恵造

香川県条例第27号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(サービス付き高齢者向け住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)</p> <p>31 法附則第11条第13項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、当該住宅が法附則第11条第13項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(サービス付き高齢者向け住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)</p> <p>31 法附則第11条第14項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、当該住宅が法附則第11条第14項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。